

下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旧4町圏域（下関市菊川町、下関市豊田町、下関市豊浦町及び下関市豊北町の圏域をいう。以下同じ。）において、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に基づく訪問介護サービス（以下「訪問介護サービス」という。）を提供する事業者（以下「訪問介護事業者」という。）及び法第115条の45第1項に基づく第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）を提供する事業者（以下「訪問型サービス事業者」という。）並びに法第8条第24項に基づく指定居宅サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）及び法第8条の2第16項に基づく指定介護予防サービス事業者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）による旧4町圏域における事業の継続を図り、もって旧4町圏域に居住する市民の在宅生活を支援することを目的とする下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 次の各号に掲げる者に応じて、当該各号に定める種類の補助金を交付する。

- (1) 下関市内に主たる事務所を置く訪問介護事業者及び訪問型サービス事業者であって、旧4町圏域に居住する訪問介護サービス又は第一号訪問事業の利用者（同一建物減算が算定されている利用者を除く。以下「利用者」という。）へ訪問介護サービス又は第一号訪問事業を提供するもの 旧4町圏域訪問介護サービス提供支援金
- (2) 下関市内に主たる事業所を置く指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者であって、利用者へ訪問介護サービス又は第一号訪問事業を提供するケアプラン（以下「ケアプラン」という。）を作成するもの 旧4町圏域訪問介護サービスケアプラン作成支援金

(補助金の額)

第3条 交付する補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 旧4町圏域訪問介護サービス提供支援金 利用者に提供した訪問介護サービス又は第一号訪問事業1回当たり400円
- (2) 旧4町圏域訪問介護サービスケアプラン作成支援金 利用者について作成したケアプラン1件当たり400円

(補助金額算定の対象期間)

第4条 1会計年度における補助金の額の算定に当たり基礎となる前条第1号の提供した訪問介護サービス若しくは第一号訪問事業又は同条第2号の作成したケアプランは、2月から翌年1月までの間に提供した訪問介護サービス若しくは第一号訪問事業又は作成したケアプランとする。

2 前項に規定する対象期間中に提供した訪問介護サービス若しくは第一号訪問事業又は作成したケアプランのうち、4月給付分（2月に提供し、又は作成した分をいう。）から9月給付分（7月に提供し、又は作成した分をいう。）までを上半期分、10月給付分（8月に提供し、又は作成した分をいう。）から3月給付分（1月に提供し、又は作成した分をいう。）までを下半期分とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする訪問介護事業者、訪問型サービス事業者、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者（以下これらの者を「関係事業者」という。）は、前条第2項の上半期分及び下半期分のそれぞれの補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日までに、下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

（1）下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業補助金 補助対象事業報告書（様式第1号別紙）

（2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業補助金交付決定書（様式第2号）により、当該申請した関係事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないとき、補助金を交付しない旨を当該申請をした関係事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の申請の取下げ）

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた関係事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後に補助金の申請を取り下げたい場合は、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（補助金の交付の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助対象事業に関する関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第11条の関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第14条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和10年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。